

第8章 水俣病対策事業

1 水俣病認定業務

現況

熊本県では水俣病対策を県政の最重要課題としてとらえ、公害健康被害の補償等に関する法律(以下、「公健法」という。)に基づく水俣病認定審査業務を推進しています。

表 8-1-1 水俣病認定申請処理件数 (平成 28 年 3 月 31 日現在) (単位:人)

	申請総件数	取下げ等	認定	棄却	未処分者数
累計	21,685	6,775	1,787	11,859	1,264
平成27年度	375	19	2	97	

取組

認定審査業務(認定申請者に対する疫学調査及び検診の実施等)を促進しています。

2 水俣病総合対策事業(医療事業・健康管理事業・水俣病相談窓口設置事業)

現況

中央公害対策審議会答申「今後の水俣病対策のあり方について」を受けて、平成4年度から、水俣病総合対策事業(医療事業及び健康管理事業)を実施しています。

(1) 医療事業

水俣病が発生した地域において、平成7年の政治解決により水俣病とは認定されないものの、水俣病にもみられる四肢末梢優位の感覚障害を有する方に医療手帳を交付し、また、一定の神経症状を有する方に保健手帳(※)を交付し、医療費(自己負担分)、療養手当(医療手帳のみ)、はり・きゅう施術費及び温泉療養費(はり等については、月7,500円を限度)を支給しています。

また、平成17年10月13日から、一定の神経症状がある方に対して、保健手帳(※)申請受け付けを再開し、平成22年7月末日まで受け付けを行いました。さらに、平成21年7月、特措法が施行され、平成22年5月1日から平成24年7月31日まで、水俣病被害者の救済申請の受付を行い、一定の要件を満たす方に対して、水俣病被害者手帳を交付し、医療費の支給を行っています。

※ 特措法の施行に伴い、保健手帳は平成22年5月から水俣病被害者手帳に統合され、平成24年3月31日で失効。

(2) 健康管理事業

① 地域健康管理事業

水俣病が発生した地域に居住している住民の健康上の問題の軽減及び不安を解消するため、①住民の健康診査(各市町が実施する健康診査に神経症状の問診や血液検査項目を上乗せして実施)や②健康相談等を行っています。

② 健康不安者のフォローアップ健診事業

特措法に基づく救済措置の一時金等又は療養費のいずれにも対象とならないとされた方等で、昭和49年12月31日以前に1年以上水俣湾又はその周辺水域の魚介類を食べたことに伴い、健康不安を感じられる方に対して、1年に1回無料で健康診断等が受けられる「健康不安者のフォローアップ健診事業」を行っています。

③ 健康不安者に対する健診事業

特措法に基づく救済措置の申請を行わなかった方で、昭和 49 年 12 月 31 日以前に 1 年以上水俣湾又はその周辺水域の魚介類を食べたことに伴い、健康不安を感じられる方に対して、1 年に 1 回無料で健康診断等が受けられる「健康不安者に対する健診事業」を行っています。

(3) 水俣病相談窓口設置事業

住民の健康不安の軽減・解消等を図るため、平成 18 年度から水俣病相談窓口を水俣市、芦北町、津奈木町及び天草市御所浦町に、平成 27 年度には上天草市龍ヶ岳町にも設置し、健康相談や福祉相談、水俣病に関係する行政施策の相談等に対応しています。

取組

(1) 医療事業

医療事業（医療手帳・水俣病被害者手帳）の平成 27 年度の給付実績は、次のとおりです。

表 8-1-2 医療手帳(平成 28 年 3 月 31 日現在) (金額の単位：千円)

医療費		はり・きゅう施術費		温泉治療費		療養手当		計	
件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
141,508	595,303	5,280	12,189	3,894	16,147	51,264	1,040,837	201,946	1,664,476

表 8-1-3 水俣病被害者手帳(平成 28 年 3 月 31 日現在) (金額の単位：千円)

医療費		はり・きゅう施術費		温泉治療費		療養手当		離島加算		計	
件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
993,900	3,948,344	10,614	60,064	19,652	81,881	202,575	2,884,434	10,749	10,749	1,237,490	6,985,472

(2) 健康管理事業

地域健康管理事業の平成 27 年度健康診査受診者数は、水俣市 1,039 人、芦北町 1,605 人、津奈木町 453 人、天草市御所浦町 169 人の合計 3,266 人でした。また、健康相談事業の利用実績は 201 人でした。

なお、健康不安者に対する健診事業の平成 27 年度健診受診者数は 12 人、健康不安者のフォローアップ健診事業の健診受診者数は、309 人でした。

(3) 水俣病相談窓口設置事業

平成 27 年度の相談者延べ人数は、水俣市 2,906 人、芦北町 4,291 人、津奈木町 610 人、天草市御所浦町 428 人、上天草市龍ヶ岳町 387 人の合計 8,622 人でした。

3 保健福祉対策

取組

被害者救済とともに、水俣病発生地域における保健福祉の取組を推進しています。

(1) 胎児性・小児性水俣病患者等に係る地域生活支援事業

平成 18 年度から、胎児性患者等の方々が住みなれた地域で安心して日常生活を送ることができるよう、また、地域の活動に参加できるように、その支援に取り組む社会福祉法人等の団体に対して、次の経費の一部を補助しています。

① サービス提供に対する補助

胎児性患者等の方々に対し外出支援や交流サロン、在宅支援訪問等の取組を行った6団体に補助を行いました。この他、胎児性患者等の方々が行う際の介助者の旅費等の助成を行う社会福祉法人等に対して、経費の補助を行いました。

② 施設整備等に対する補助

胎児性患者等の方々のための家族棟を運営している社会福祉法人に対して、施設備品の整備に係る経費の一部を補助しました。

4 地域の再生・融和対策

取組

水俣病の歴史と教訓を後世に語り継ぐとともに、地域の再生と融和の取組を推進しています。

(1) 環境・福祉モデル地域づくり推進事業

保健福祉の取組を促進するため、次の取組を行いました。

- ・水俣病被害者等保健福祉ネットワーク（安心して暮らせる地域づくりを目指した水俣・芦北地域の保健・福祉団体等のネットワーク）の運営
- ・水俣病犠牲者の慰霊に係る支援（慰霊式、火のまつりの実施に係る水俣市への補助及びもやい祭りの実施に係る芦北町への補助）
- ・福祉対策の推進（「もやい音楽祭」の実施に係る水俣市への補助）

④ 地域コミュニティの推進に関する支援（津奈木町平国コミュニティセンター整備に係る津奈木町への補助）

(2) 水俣病関連情報発信（支援）事業

水俣病についての正しい理解の促進を図るため、平成23年度から、児童・生徒及び教職員を対象とした啓発事業を行っています。平成27年度は、小・中学校21校、高等学校等20校、各教育事務所等14か所において、実施しました。

また、「みなまた環境大学」を実施した水俣市への補助のほか、「『うたせ船で水俣病を学ぶ』講座」を実施した芦北町への補助を行いました。

5 水俣病に関する不服申立て及び訴訟

現況

(1) 水俣病認定処分に対する不服申立て

水俣病認定処分に対して不服のある者は、法律の規定に基づき不服申立てをすることができます。不服申立ての平成27年度末の状況は、次のとおりです。

表8-1-4 総件数・処理件数（取下げを含む）・未処理件数（平成28年3月31日現在）

	総件数		処理件数（取下げを含む）		未処理件数
		うちH27年度		うちH27年度	
新法 （異議申立て）	955	25	928	5	27
新法 （審査請求）	491	4	478	2	13
旧法 （異議申立て）	1	0	1	0	0
旧法 （審査請求）	516	0	516	0	0
計	1,963	29	1,923	7	40

※新法（公害健康被害の補償等に関する法律）

旧法（公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法）

(2) 水俣病関係の訴訟

平成27年度末現在で、以下のとおり、国家賠償等請求訴訟5件、行政訴訟4件の計9件が係争中となっています。

・ 水俣病被害者互助会国家賠償等請求訴訟

平成19年10月11日に、水俣病被害者互助会の会員9名（その後1名は取下げ）が、チッソ(株)、国及び熊本県を相手に、一人当たり1,600万円（1名は1億円）の損害賠償請求を求める国家賠償等請求訴訟を熊本地裁に提起しました。

平成26年3月31日に、熊本地裁は、原告のうち3名の請求を一部認め、5名について請求を棄却する判決を言い渡しました。国・熊本県、原告は平成26年4月8日、チッソ(株)は同年4月10日に福岡高裁に控訴しました。

・ ノーモアミナマタ第2次国家賠償等請求訴訟（熊本・東京・近畿）

特措法非該当者を中心とした水俣病不知火患者会の会員が、チッソ(株)、国及び熊本県を相手に、一人当たり450万円の損害賠償請求を求める国家賠償等請求訴訟を、平成25年6月20日に熊本地裁、平成26年8月12日に東京地裁、同年9月29日に大阪地裁に提起しました。その後の追加提訴により、平成27年度末現在で原告数は1,306名となっています。（※熊本1,156人、東京67人、大阪83人）

・ 損害賠償請求訴訟

平成27年1月13日に、鹿児島県出征で埼玉県在住の男性1名が、チッソ(株)、国及び熊本県を相手に、440万円の損害賠償請求を求める国家賠償等請求訴訟を東京地裁に提起しました。

・ 障害補償費不支給決定取消等請求訴訟

平成26年3月20日に、水俣病関西訴訟において損害賠償が認められた大阪府の男性が、熊本県の公健法に基づく障害補償費の不支給決定の取消しと支給決定の義務付けを求める行政訴訟を熊本地裁に提起しました。

平成27年3月30日に、熊本地裁は支給決定の義務付けは却下、その余の請求については棄却判決を言い渡し、原告は平成27年4月9日に福岡高裁に控訴しました。

・ 食品衛生法に基づく水俣病の法定調査等の義務付け等請求訴訟（1）

平成26年5月16日に、水俣病被害者互助会国家賠償等請求訴訟の原告1名が、食品衛生法に基づく水俣病の法定調査の義務付け等を求める行政訴訟を東京地裁に提起しました。

平成28年1月27日に、東京地裁は原告の訴えを却下する判決を言い渡し、原告は1月29日に東京高裁に控訴しました。

・ 食品衛生法に基づく水俣病の法定調査等の義務付け等請求訴訟（2）

平成27年9月7日に、大学院教授1名が、食品衛生法に基づく水俣病の法定調査の義務付け等を求める行政訴訟を東京地裁に提起しました。

・ 水俣病認定義務付け等請求訴訟

平成27年10月15日に、水俣病被害者互助会国家賠償等請求訴訟の原告7名が、公健法に基づく認定棄却処分の取消し及び認定義務付けを求める行政訴訟を熊本地裁に提起しました。